

碧南市水防計画

令和7年度

碧南市防災会議

目 次

第一章 総則.....	1
第一節 目的.....	1
第二節 用語の定義.....	1
第三節 水防の責任.....	4
第二章 水防組織.....	8
第一節 市の水防組織.....	8
第三章 水防施設.....	11
第一節 水防倉庫及び水防資器材.....	11
第二節 通信連絡.....	12
第三節 非常輸送.....	12
第四章 非常配備.....	13
第一節 市の非常配備.....	13
第五章 重要水防箇所.....	14
第一節 重要水防箇所.....	14
第二節 重要工作物.....	18
第六章 水防に関する予報・警報.....	19
第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準.....	19
第二節 水防に関する予報・警報の伝達.....	29
第七章 水防警報.....	31
第一節 水防警報の意義.....	31
第二節 水防警報を行う河川及び海岸.....	31
第三節 水防警報を発する基準.....	31
第四節 水防警報伝達系統.....	33
第八章 洪水予報.....	35
第一節 意義.....	35
第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域.....	35
第三節 洪水予報に関する基準地点.....	35
第四節 洪水予報の種類等と発表基準（矢作川）.....	35
第五節 洪水予報伝達系統.....	36
第六節 洪水予報発表文例.....	37
第九章 水位情報の周知.....	38
第一節 意義.....	38
第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域.....	38
第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位.....	38
第四節 水位情報伝達系統.....	40
第五節 水位情報等発表文例.....	41

第十章	水防活動	50
第一節	雨量・水位・潮位の監視と通報	50
第二節	監視及び警戒とその処置	54
第三節	水防団（消防団）の出動	55
第四節	水こう門・防潮扉・排水ポンプ場等の操作	57
第五節	水防作業	66
第六節	避難	68
第七節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	69
第八節	水防信号及び水防標識（法第20条）	72
第九節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	73
第十節	水防解除	75
第十一節	費用負担と公用負担	75
第十二節	水防報告と水防記録	76
第十一章	他の水防機関等の協力応援	78
第一節	洪水予報連絡会	78
第二節	大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）	78
第三節	応援及び応援等の相互協定	78
第四節	河川管理者の協力事項	80
第五節	河川管理者からの情報提供（ホットライン）	81
第十二章	排水ポンプの運転調整	83
第一節	排水ポンプの運転調整の意義	83
第二節	排水ポンプの運転調整に係る要綱等	83
第十三章	その他	84
第一節	市の水防訓練	84
第二節	水防協力団体の業務	84
第三節	市の水防計画改定要領	85

第一章 総則

第一節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、碧南市の各河川、海岸に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送又は水門若しくはこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用について実施の大綱を示したものであり、「碧南市地域防災計画」と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第二節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

- 1 碧南市水防本部
市内における水防活動を統括するために設置する組織をいう。
- 2 碧南市災害対策本部（災害対策基本法第23条）
災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため市内に災害が発生した時、又は災害が発生する恐れがあると市長が認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する組織をいう。また、碧南市水防本部を兼ねる。
- 3 碧南市災害対策本部長（碧南市水防本部長）
碧南市長をいう。
- 4 水防管理団体（法第2条第2項）
水防の責任を有する「碧南市」をいう。
- 5 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、愛知県知事（以下、知事という。）が指定した水防管理団体「碧南市」をいう。
- 6 水防管理者（法第2条第3項）
水防管理団体「碧南市」の長である碧南市長をいう。
- 7 消防機関（法第2条第3項）
消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（衣浦東部広域連合消防局）をいう。
- 8 消防機関の長（法第2条第5項）
衣浦東部広域連合消防長をいう。
- 9 水防団（法第6条）
碧南市消防団をいう。
- 10 量水標等及び量水標管理者（法第2条第7項、法第12条）
量水標等とは、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの

施設の管理者をいう。

1 1 水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であつて、水防管理者が指定したものの。

1 2 洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報河川について、国土交通大臣又は知事が、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

※ 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。本市は、矢作川が該当する。

1 3 水防警報（法第2条第8項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害がおこる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

※ 水防警報河川等

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸。

1 4 水防警報（水防管理者）

水防管理者が、水防警報を発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときに、市水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。

※法第2条第8項及び法第16条に規定される水防警報にも、水防警報（水防管理者）にも、同じ「水防警報」という用語が用いられている。

1 5 水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の2、法第13条の3）

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

※本市には水位周知河川に指定された河川及び水位周知下水道に指定した公共下水道等の排水施設等はない。

※ 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。本市河川は、

指定なし。

※ 水位周知下水道

知事又は市長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。本市は、指定なし。

※ 水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。本市は、三河湾沿岸が該当する。

※ 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

※ 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

※ 高潮特別警戒水位

法13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

1.6 水位到達情報

水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

1.7 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

1.8 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

1.9 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の避難準備情報発表の目安となる水位である。

2.0 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

2 1 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

2 2 浸水想定区域（法第 1 5 条第 1 項）

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

2 3 洪水浸水想定区域（法第 1 4 条第 1 項・2 項）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域

2 4 雨水出水浸水想定区域（法第 1 4 条の 2 第 1 項・第 2 項）

知事又は市長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域

2 5 高潮浸水想定区域（法第 1 4 条の 3 第 1 項）

知事が、水位周知海岸その他の海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定する区域

第三節 水防の責任

1 水防管理団体等の責任

(1) 水防法上の一次的責任又は権限

水防管理団体である碧南市は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第 5 条の水防団等の所轄に係る事項を含む）を有する（法第 3 条）。具体的には次のような事務を行う。

ア 水防体制を確立すること（法第 3 条）

イ 水防団（消防団）を設置すること（法第 5 条）

ウ 水防団員等の公務災害補償をすること（法第 6 条の 2）

エ 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第 2 条第 6 項、法第 3 条）

オ 通信連絡系統を確立すること（法第 2 7 条、法第 2 条第 6 項）

カ 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第 9 条）

キ 水位状況の関係者への通報（法第 1 2 条）

ク 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第 1 5 条の 6）

ケ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 1 5 条）

コ 水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第 1 7 条）

サ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示す

- ること（法第5条第3項、法第21条第1項）
 - シ 警察官の出動を求めること（法第22条）
 - ス 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
 - セ 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
 - ソ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
 - タ 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
 - チ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第28条）
 - ツ 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示することができる。その場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第29条）
 - テ 避難所の指定、食糧の備蓄（法第3条）
 - ト 水防に要する費用を負担すること（法第41条）
 - ナ 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条）
 - ニ 水防に関する報告の提出（法第47条）
 - ヌ 平常時における区域内的の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第9条）
 - ネ 消防事務との調整（法第50条）
 - ノ 水防協力団体の指定、公示（法第36条、法第39条）
 - ハ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - ヒ 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項）
 - フ 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項）
 - ヘ 毎年の水防訓練（法第32条の2）
- (2) 水防協力団体（代表者）の業務又は権限
- ア 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
 - イ 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
 - ウ 水防団及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他水防活動へ協力すること（法第37条第1号、第38条）
 - エ 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第2号）
 - オ 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第3号）
 - カ 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第4号、

第5号)

(3) 市の責任

市は水防管理団体としての責任のほか、次の事項の責任を有する。

ア 法第14条の浸水想定区域の指定があったときに、市地域防災計画において次の事項について定めること（法第15条第1項）

（ア）洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法

（イ）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（ウ）浸水想定区域内の一定の地下街等又は高齢者等要配慮者利用施設の名称及び所在地

イ 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法等を住民に周知させるため必要な事項を講じること（法第15条第4項）

ウ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の3第3項）

エ 市域内に在する河川のうち、洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川、過去の浸水状況を把握することに努め、予想される水害の危険を住民等に周知すること（法第15条の11）

(4) 水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限

ア 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第9条）

イ 水防上緊急の必要がある場所に赴くときに、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行すること（法第19条）

ウ 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること（法第21条）

エ 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）

オ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）

カ 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）

キ 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）

ク 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）

(5) 市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため

に必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の3）

2 市民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、市長から要請があったときは水防に従事するとともに、市長から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

3 警察官の事務

水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること。（法第21条第2項）

第二章 水防組織

第一節 市の水防組織

1 目的

市水防本部は、「第一章第三節 1」に規定された市の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

2 概要

市水防本部は、市災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制し、水防業務の総括にあたり、事務局を市民生活部危機管理課に置く。

水防本部長を市長、水防副本部長を副市長、教育長とする。

市水防本部は、市災害対策本部が設置された場合は市災害対策本部に統合するものとする。

3 水防本部の組織

市水防本部は、「碧南市職員非常配備体制表」の第 1 次非常配備警戒体制の部班（資料編一資料 1）で編制する。

市水防本部は、気象状況により水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市庁舎「会議室 1」に水防本部を置くものとする。

ただし、状況により水防本部を設置することなく防災課で業務を処理することができる。その場合、以下水防本部とあるものを危機管理課に置き換えるものとする。

◆資料編（資料 1）碧南市水防本部

4 市水防本部各班の事務分担

事務分担は（資料編一資料 2）のとおりであるが、この事務分担に定める要員は水防本部としての責任を十分果たすため、常に気象状況、水位状況等の変化に注意し水防業務の完全な遂行に支障をきたさないようにしなければならない。

◆資料編（資料 2）事務分担表

第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

市は法第3条、第5条の定めるところにより、水防体制を確立し、水防団（消防団）を整備する。水防団（消防団）の組織編制及び分隊区域は以下のとおり。

(1) 碧南市消防団編成表

(単位：人)

団名	本部分団名	定員（令和7年4月時点）												計	
		消防団						予備隊							
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	団員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員		
碧南市消防団	本部	1	1					1	※					4	
	分団	第1分団			1	2	3	15							21
		第2分団			1	2	3	15							21
		第3分団			1	2	3	15							21
		第5分団			1	2	3	15							21
		第6分団			1	2	3	15							21
	分隊	第1分隊									1	1	2	10	14
		第2分隊									1	1	2	10	14
		第3分隊									1	1	2	10	14
		第5分隊									1	1	2	10	14
		第6分隊									1	1	2	10	14
		合計	1	1	5	10	15	75	1	1	5	5	10	50	179

※ 副隊長はいずれかの分隊長を兼務する。

第二章 水防組織

(2) 水防団（消防団）の分担区域

水防団（消防団）の分担区域は次表のとおりであるが、状況に応じて相互に応援協力するものとする。

[水防団（消防団）分担区域表]

分団名	分 担 区 域
第1分団 第1分隊	新川水門、新須磨樋門、那智樋門、21号、22号、24号防潮扉 高浜川左岸一帯、新川水門上流油ヶ淵まで
第2分団 第2分隊	大浜水門、2号、4号、38号、39号防潮扉 堀川一帯、蜷川
第3分団 第3分隊	浜家樋管、5号～8号、10号、35号防潮扉 川口町海岸一帯、矢作川右岸舟江町1丁目より河口まで
第5分団 第5分隊	本郷樋門、上人樋管、17号、33号、37号防潮扉、 矢作川右岸市境より舟江町1丁目まで、油ヶ淵南岸一帯
第6分団 第6分隊	高浜川水門、浅間樋管、28号、30号、34号、36号防潮扉 高浜川右岸一帯、長田川右岸一帯、油ヶ淵北岸一帯

2 水防管理団体の事務

市は「第一章第三節1」に規定された事務を行うものとする。

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材

1 整備方針

市が設置する水防倉庫及び水防資器材数は、愛知県が示す整備基準に基づき整備に努める。

2 水防倉庫及び水防資器材の整備基準

(1) 水防倉庫の整備基準

愛知県が示す整備基準は、次表のとおりとする。

区 分	基 準
矢 作 川	水防区域延長1キロメートルにつき1棟
その他の河川、海岸	水防区域延長3キロメートルにつき1棟

注) 水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。

(2) 水防資器材の整備基準

水防資器材は、水防倉庫1棟につき次表に定めた基準により整備するよう努めるものとする。なお、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

備 蓄 基 準

資機材名	単位	数量	資機材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木(2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電機	台	1

3 水防倉庫の整備状況

雨池防災倉庫	555.3 m ²	碧南市雨池町3丁目18番地
旭町防災倉庫	80.99m ²	碧南市旭町3丁目7番地2

4 水防資器材の整備状況

- (1) 市が整備した水防倉庫にある水防に必要な備蓄資器材は資料編—資料3のとおりであるが、事態の推移によっては現地収集もできるため、水防本部に連絡し、その指示を受けるものとする。
- (2) 市は、市及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所又は愛知県知立建設事務所に電話にて承認を受けるものとする。なお、碧南市内にある国・県の備蓄資器材は資料編—資料3のとおりである。

◆資料編（資料3）水防資器材備蓄状況表

第二節 通信連絡

1 通信連絡方法

水防活動の一連の動作が順調に行えるよう、連絡方法を次に定める。

- (1) 電話
- (2) 無線電話（消防・防災行政無線・同報無線）
- (3) その他の信号
- (4) へきなん防災メール
- (5) 伝令

2 連絡事項

連絡を行う事項は、次のとおりである。

- (1) 気象情報（注意報・警報等の発令、解除）
- (2) 水位・雨量の通報
- (3) 水防団（消防団）及び関係機関との連絡及び指示（資料編—資料4）
- (4) 水防活動の状況報告
- (5) 避難・立ち退きの勧告及び指示
- (6) 災害発生 of 通報
- (7) 水防警報の発令及び解除の通報

第三節 非常輸送

1 市における非常輸送

水防時における水防要員、水防資器材の輸送又は避難者の移送は市保有車両及び消防車両等を使用する。ただし、市保有車両等にて不足する場合は、市地域防災計画で定めるところにより、資料編—資料4によるところの市内輸送業者より借り上げて使用する。

◆資料編（資料4）車両・船舶の調達先

第四章 非常配備

第一節 市の非常配備

1 水防本部員の非常配備体制

水防時、水防本部長の発する非常配備体制を次のように定め水防活動、応急対応策等の一体的活動を期するものである。

(1) 水防本部員の非常連絡、非常配備体制の種類、配備内容、配備時期等は市地域防災計画を準用する。

2 衣浦東部広域連合（碧南消防署）への非常配備体制依頼

水防本部長は、衣浦東部広域連合（碧南消防署）の水防活動に係る非常配備について、次の体制を取るよう依頼しておくものとする。

(1) 出動準備

水防資器材の整備、点検と非番等幹部の招集、その他の体制

(2) 出動体制

消防職員が全員出動する体制

3 消防団の非常配備体制

水防団（消防団）の非常配備については次のとおりとし、非常配備体制を整えるものとする。

(1) 出動準備体制

水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備と幹部が出動する体制

(2) 出動体制

水防団（消防団）が全員出動する体制

4 消防機関の出動準備及び出動の基準

消防機関（衣浦東部広域連合（碧南消防署）及び水防団（消防団））の出動準備及び出動の基準については、衣浦東部広域連合消防計画に定める非常時の配備体制による。

◆資料編（資料5）災害時における水防関係の電話連絡先

第五章 重要水防箇所

第一節 重要水防箇所

重要水防箇所とは、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される場所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

1 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	
基盤地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝れ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響

第五章 重要水防箇所

			を及ぼす箇所。
新堤防 ・ 破堤跡 ・ 旧川跡			新堤防で築造後 3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川の 箇所。
陸閘			陸閘が設置され ている箇所。

(2) 県及び市管理区間

区分番号	種別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあつては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5~1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、又は高潮区間の堤防にあつては計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上の場合であり計画堤防余裕高より低い箇所。	
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所又は堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防の内、計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所又は堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤防土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急処置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお、波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績のあるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所。堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険が生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所、その他工事施工に伴い、一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所。堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強処置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強処置未施工

2 碧南市内の重要水防箇所

- (1) 碧南市内の河川、海岸で水防上注意を要する箇所（重要水防箇所）及びその水防対策は、資料編—資料6の表に示すとおりである。
- (2) 市は、常に重要水防箇所の現況把握に努め、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。
- (3) 河川、海岸の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

3 評定基準参考資料

(1) 基本事項

- ア 前記評定基準より種別、重要度、及び選定理由を評定する。
- イ 各種別の考え方は、上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。
- ウ 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
- エ 評定基準日は、毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

(2) 参考図

次頁の図を参照

(3) 選定理由の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項
2	堤防断面	B	堤防の上端幅（天端幅）不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端（天端）幅で読む。
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。
			堤防斜面（法面）不良	堤防斜面（法）崩壊、すべり、急激な沈下とする。
			新堤	新堤と堤体盛土（既設堤防の上端（天端）幅の土）とする。
6	深掘れ（洗掘）	A・B	深掘れ（洗掘）	根固め等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固め等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等を含む。
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。

参考図

重要度 種別	A	B	C	備 考
堤防高	<p>$h \leq H \times 1/5$</p>	<p>$H \times 1/5 < h < H \times 1/2$</p>	<p>$H \times 1/2 \leq h < H$</p>	<p>H: 余裕高(計画) h: 余裕高(現況) HWL: 計画高水位</p>
堤防断面	<p>$W \leq 1/2 \times W[A]$</p> <p>$h \geq 0.30m$</p>	<p>$w > 1/2 \times W[A] \sim w \leq 2/3 W[A]$</p> <p>$h < 0.30m$</p>		<p>W: 堤防の上端(天端)幅 A: 堤防断面積 w: 堤防の上端(天端)幅(現況)</p> <p>h: パラベット高</p>
堤体強度	<p>$n < 2$ $m < 2$</p>	<p>$n \geq 2$ $m \geq 2$</p>		<p>堤防斜面(法面)不良A: 一連勾配に比べ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1:2未満とする。 堤防斜面(法面)不良B: 勾配が1:2以上であるが、堤防斜面(法)崩壊、すべりが発生すると思われる箇所</p>

- 4 河川海岸 (国土交通省管理区間)
資料編—資料 6 の 1 参照
◆資料編 (資料 6) 重要水防箇所
- 5 河川海岸 (県管理区間)
資料編—資料 6 の 2 参照
◆資料編 (資料 6) 重要水防箇所

第二節 重要工作物

水防上重要な工作物は、資料編—資料 7 のとおりである。

市は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作をおこなうこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ市長に報告するものとする。

- ◆資料編 (資料 7) 重要工作物及び管理者一覧表
- ◆資料編 (資料 9) 重要工作物位置図

第六章 水防に関する予報・警報

第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表）

水防に関する気象、高潮及び洪水の注意報・警報は「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所がキキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、大雨や洪水などの注意報・警報・特別警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。ただし、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 高潮注意報

台風や低気圧による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

ア 「全般気象情報（気象庁発表）、東海地方気象情報、愛知県気象情報」…気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」（気象庁発表）…愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、「キキクル（危険度分布）」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ 「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）…大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況

となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

エ 「竜巻注意情報」（気象庁発表）…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」…5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域(メッシュ)ごとに5段階に色分けして示す情報。11時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

■ 警報・注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村名	特別警報		警 報			注 意 報		
			大雨	高潮	大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮
西部	西三河南部	碧南市	別表7の基準による		別表1の基準による	別表2の基準による	別表5の基準による	別表3の基準による	別表4の基準による	別表6の基準による

- 注) 1 注意報・警報は、その種類に関わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
- 2 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報・注意報を発表することがある。

(別表 1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	23	161

(別表 2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川 [岩津・米津]	蜷川流域=10.5, 長田川流域=10.4	蜷川流域= (10, 10.1) , 長田川流域= (18, 5.7)

(別表 3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
西三河南部	碧南市	13	101

(別表 4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	指定河川洪水予報による基準	流域雨量指数基準	複合基準
西三河南部	碧南市	矢作川[米津]	蜷川流域=8.4, 長田川流域=8.3	蜷川流域= (6, 8) , 長田川流域= (6, 5.1)

(別表 5) 高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	警報基準 (標高m)
西三河南部	碧南市	2.2*

*愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(別表 6) 高潮注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村名	警報基準 (標高m)
西三河南部	碧南市	1.6

(別表 7) 大雨・高潮特別警報基準

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標	碧南市における50年に一度の値
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下に記載する。 大雨特別警報 (警戒レベル5相当) の指標 大雨特別警報 (土砂災害) の場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数 ^{※1} の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとめて出現すると予想され、かつ、激しい雨 ^{※3} がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報 (土砂災害) を発表す	48時間雨量=422mm 3時間雨量=168mm 土壌雨量指数=263 ※特別警報は50年に一度の値を超
地面現象 (大雨特別警報 (土砂災害))			

害))		<p>る。</p> <p>大雨特別警報（浸水害）の場合</p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨^{※4}がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。</p> <p>①表面雨量指数^{※2}として定める基準値以上となる 1km 格子が概ね 30 格子以上まとまって出現。</p> <p>②流域雨量指数^{※3}として定める基準値以上となる 1km 格子が概ね 20 格子以上まとまって出現。</p> <p>※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。</p> <p>※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</p> <p>※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数</p> <p>※4 激しい雨：1 時間に概ね 30mm 以上の雨。</p> <p>2 「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）に、大雨特別警報を発表する。</p>	<p>過する領域が府県予報区程度の広がりをもつ現象を対象としているため、碧南市が上記の値を超えることのみで特別警報は発表されることはない。</p>
高潮特別警報	<p>数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</p>	<p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下、風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高潮特別警報の指標 <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。</p> <p>※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。</p>	

「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。」

別表 1～別表 4 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

<p>(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準[*]は、市の域内において単一の値をとる。</p> <p>(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準[*]は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市の域内における基準の最低値を示す。</p> <p>(3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数[*] 30 以上」を意味する。</p> <p>(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び 4 の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</p>

- (5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。
- (6) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

伊勢・三河湾及び愛知県外海の各津波予報区に対しては、気象庁から津波警報・注意報、津波予報・津波情報が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下、これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下である場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	= (表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 (発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照)
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	(削除)	(削除)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ)を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害が大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達している恐れがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

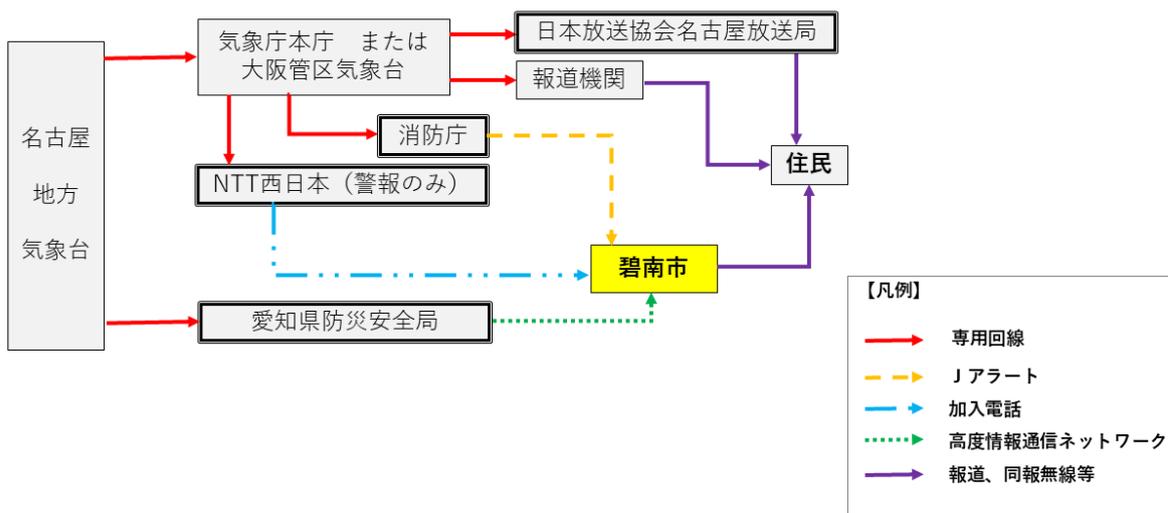
日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県（伊勢市以南を除く。）	(三重県の市町村は省略)

第二節 水防に関する予報・警報の伝達

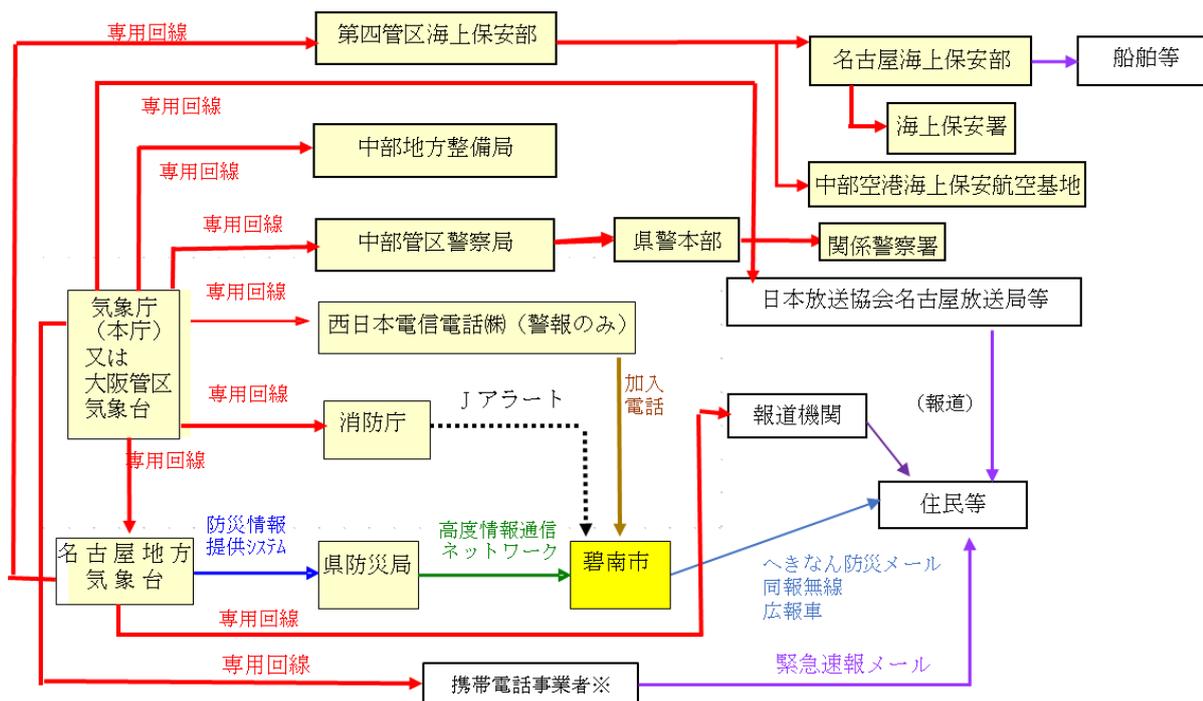
1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図

第六章 水防に関する予報・警報



愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

2 津波警報等の伝達系統図



※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

愛知県から市、市から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

第七章 水防警報

第一節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、市が水防活動を行うための指針である。(法第16条第1項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第二節 水防警報を行う河川及び海岸

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区 域
矢 作 川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先 右岸 豊田市荒井町松島321番4地先 から 海まで

(2) 津波に関する区域

河川名	区 域
矢 作 川	右岸 河口から10.4kmまで 左岸 河口から15.0kmまで

2 知事が水防警報を行う海岸とその区域

(1) 海岸の高潮に関する区域

海岸名	区 域
愛知県沿岸	弥富市地先 から 静岡県境まで

(2) 津波に関する区域

ア 海岸線を有する市町村（19市町村）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

イ 津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河 川 名
碧南市	高浜川、稗田川、油ヶ淵、長田川、蜷川

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水する恐れがあるものではない。

今後、被害予測分析等により修正予定。

第三節 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

ア 降雨等による河川の洪水に関するもの (単位：T.P.メートル)

河川	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	計画高水位	堤防高上：左岸	発令者
矢作川	高橋	豊田市中島町(右岸 40.4km 付)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河川事務所長
	岩津	岡崎市西蔵前町(左岸 29.2km 付)	4.00	4.90	6.40	10.89	11.2 12.1	
	岡崎	岡崎市八帖北町(左岸 23.2km 付)	4.90	5.80	7.50	10.72	13.4 12.4	
	米津	西尾市米津町(右岸 9.8km 付近)	4.90	6.00	7.50	10.87	12.0 11.9	

イ 津波に関するもの

(ア) 発表の種類、内容、発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川(又は海岸)状況が解消したと認める場合。

注) 津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

(イ) 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
矢作川	豊橋河川事務所

(2) 知事が水防警報を行う海岸

海岸名	発令区域	観測所名	所在地(位置)	発令基準(標高)		発令者
				準 備	出 動	
愛知県沿岸	碧南市	衣浦港	半田市十一号地	T.P. 1.6m 以上	T.P. 2.2m 以上	知立建設事務所長

(3) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

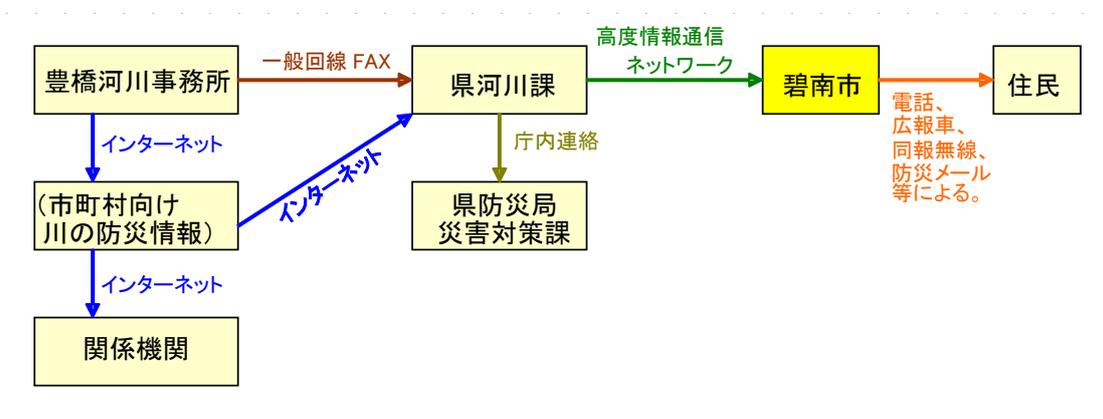
気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

2 水防警報の段階と内容

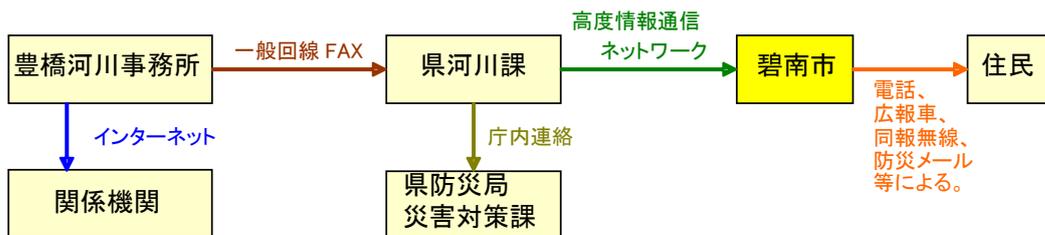
段階	内容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

第四節 水防警報伝達系統

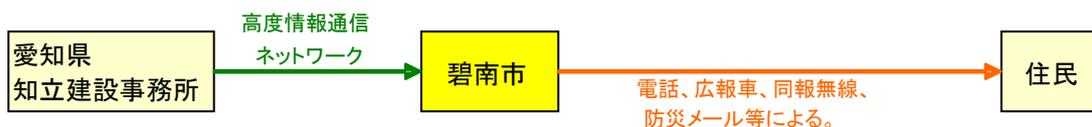
1 国土交通大臣が水防警報を行う河川（矢作川）



2 国土交通大臣が津波による水防警報を行う河川（矢作川）



3 知事が水防警報を行う海岸（愛知県沿岸）



4 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸



第五節 水防警報発表受報様式

各様式については、資料編を参照

- ◆資料編（資料 1 3）河川水防警報国土交通省発表受報様式
- ◆資料編（資料 1 4）津波水防警報国土交通省発表受報様式
- ◆資料編（資料 1 5）海岸水防警報愛知県発表受報様式
- ◆資料編（資料 1 6）津波水防警報愛知県発表受報様式

第八章 洪水予報

第一節 意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況による洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第二節 洪水予報を行う河川及び実施区域

1 国土交通大臣が指定した河川

河川名	区 域	
矢 作 川	左岸 豊田市川田町2丁目29番地先 右岸 豊田市荒井町松島321番4地先	から海まで

第三節 洪水予報に関する基準地点

1 国土交通大臣が指定した河川

(単位：T.P.メートル)

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
矢作川	高橋	豊田市中島町(右岸40.4k)	1.00	2.70	5.90	6.80
	岩津	岡崎市西蔵前町(左岸29.2k)	4.00	4.90	7.80	8.50
	米津	西尾市米津町(右岸9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30

第四節 洪水予報の種類等と発表基準(矢作川)

種 類	発 表 基 準	
洪水注意報	解 除	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき
	氾濫注意情報【警戒レベル2相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)

洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル3相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	氾濫危険情報 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫発生情報 【警戒レベル5相当 情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき

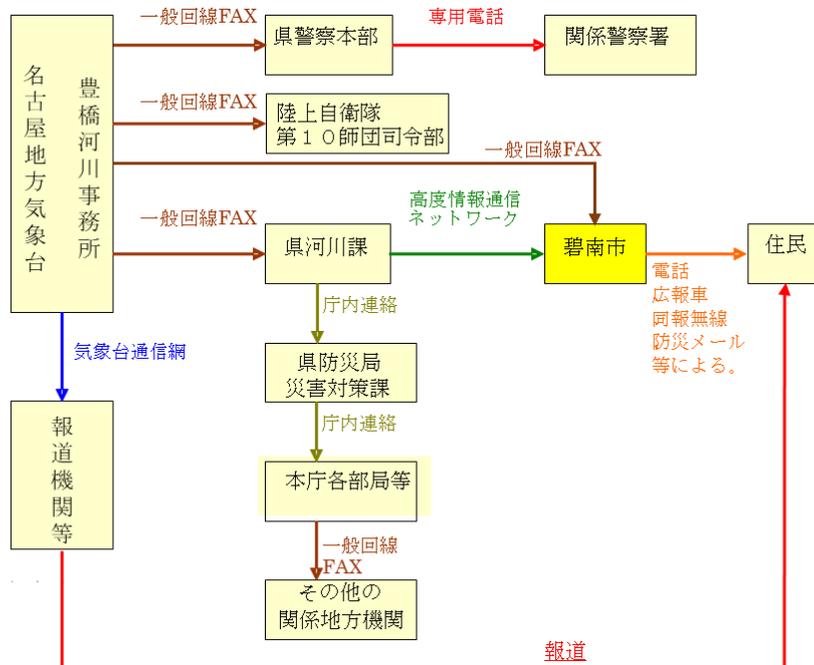
注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合（矢作川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時的洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

第五節 洪水予報伝達系統

1 国土交通大臣が指定した河川（矢作川）



第六節 洪水予報発表文例

様式については、資料編—資料 1 7 を参照

◆資料編（資料 1 7）洪水予報発表文例（矢作川）

第九章 水位情報の周知

第一節 意義

1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの（法第13条第1項・第2項・第3項）

2 公共下水道等の水位情報の周知

市長が、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等（水位周知下水道）の排水施設等について、雨水出水特別警戒区域を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の2第1項・第2項）

3 高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の3）

第二節 水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域

1 知事が指定した海岸

海岸名	区域（起点～終点）		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

2 知事が指定した河川

本市には水位周知河川に指定された河川はない。

3 市長が指定した公共下水道等

本市には水位周知下水道に指定された公共下水道等はない。

第三節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

1 知事が指定した海岸

(1) 高潮特別警戒水位

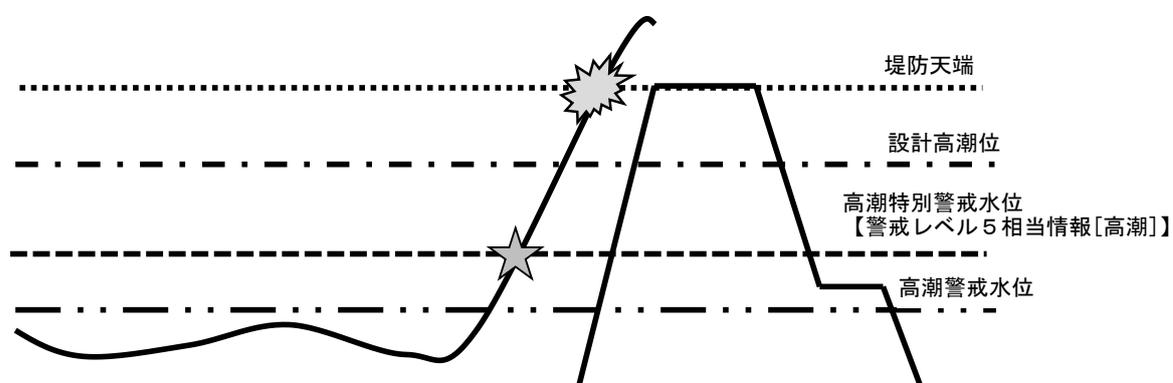
海岸名	観測所名	基準水位（m）	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP 2.30	河川課長

(2) 高潮警戒水位※

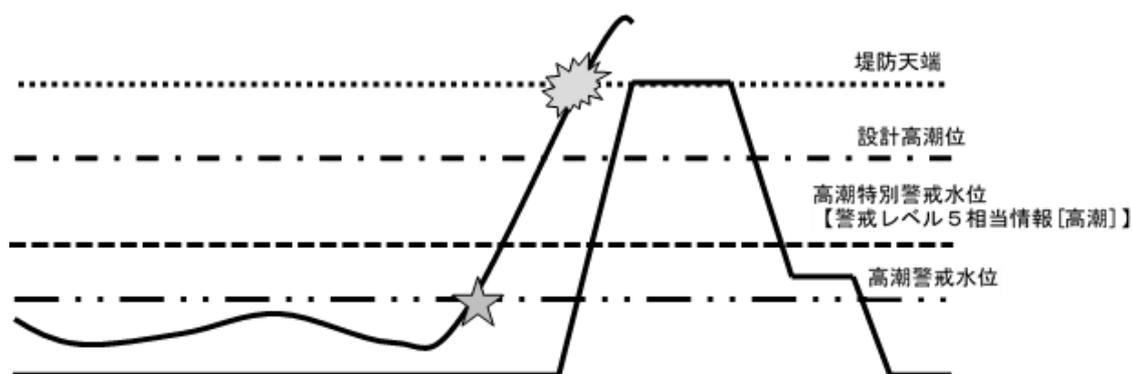
海岸名	観測所名	基準水位 (m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP 1.90	河川課長

※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

高潮特別警戒水位及び高潮警戒水位のイメージ
 (高潮特別警戒水位)



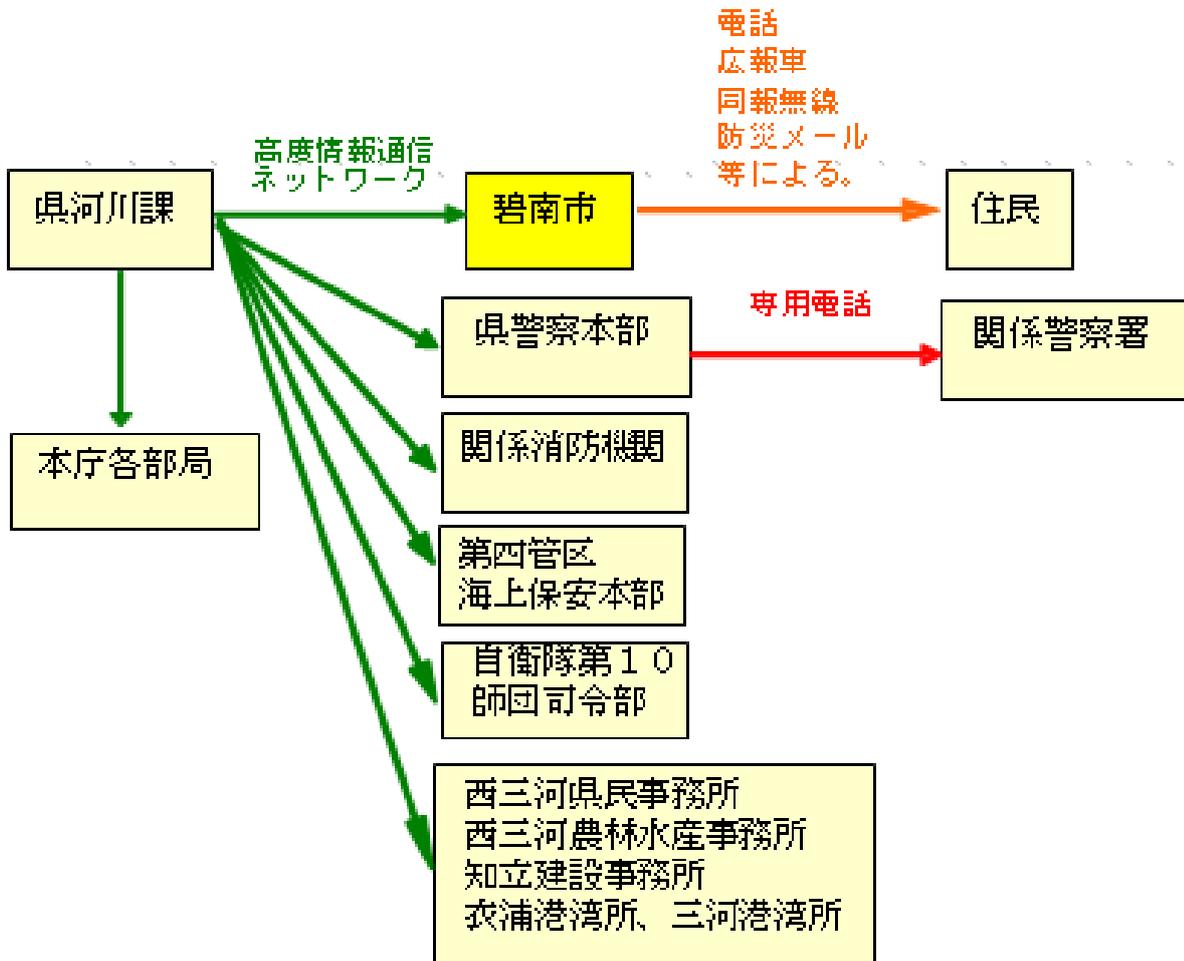
(高潮警戒水位)



- 2 知事が水位情報の周知を行う河川
 本市には水位周知河川に指定された河川はない。

第四節 水位情報伝達系統

1 知事が水位情報の周知を行う海岸



2 知事が水位情報の周知を行う河川

本市には水位周知河川に指定された河川はない。

第五節 水位情報等発表文例

○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分

愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○. ○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

○○川 ○○観測所 (○○市○○町 ○岸○k○○付近)

堤 防 高 ○. ○m

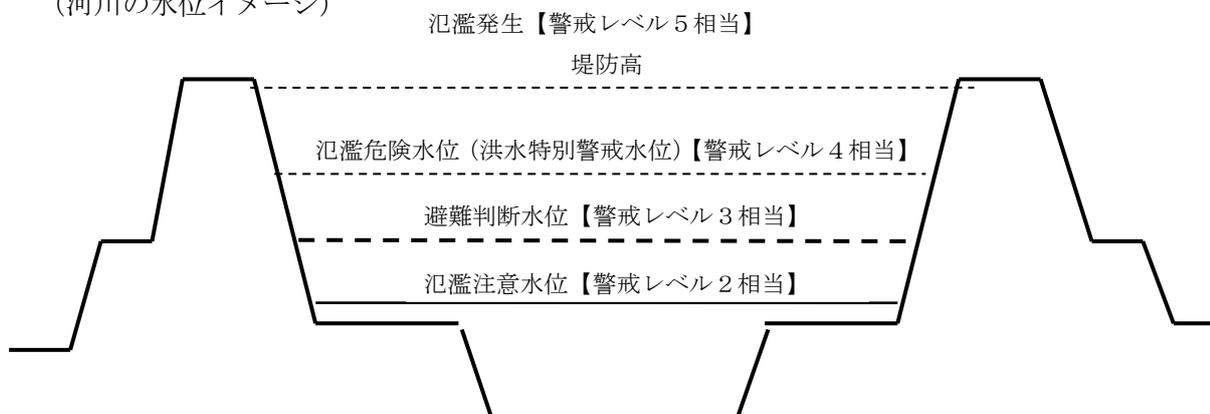
氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位) ○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位

○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇観測所で、氾濫危険水位〇. 〇mに達しました。

各地とも嚴重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

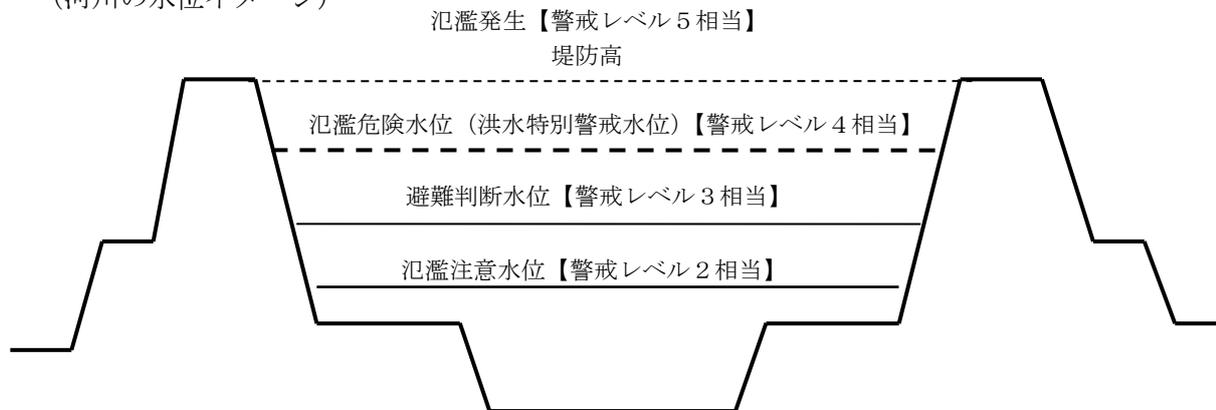
〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

堤 防 高 〇. 〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫発生情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】 〇〇川では、〇〇付近（〇市〇町）で、氾濫が発生しました。

各地とも嚴重な警戒をしてください。

(注)本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)
情報提供元 (愛知県・〇〇市町村)

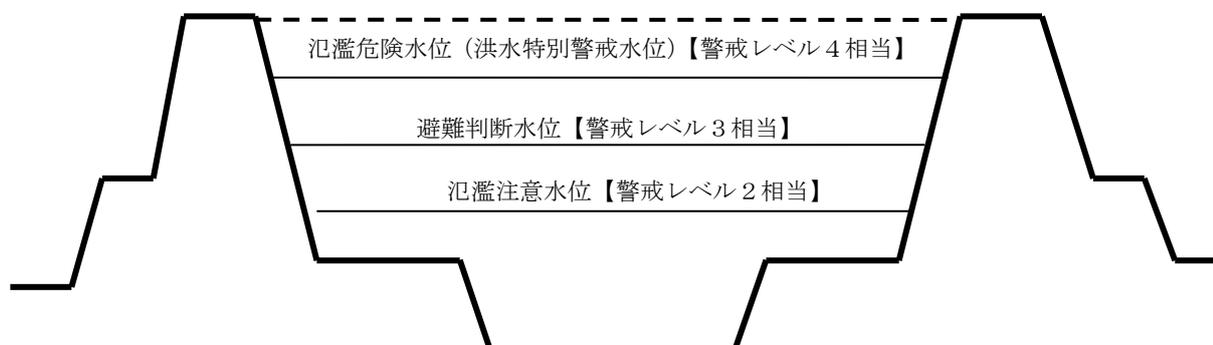
堤防高 〇. 〇m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

(河川の水位イメージ)

氾濫発生【警戒レベル5相当】
堤防高



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 避難判断水位（相当）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇.〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における避難判断水位〇.〇mに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県〇〇建設事務所長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するものです(「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)参照)。

(参考)

〇〇川 〇〇観測所 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近)

【〇〇川 〇〇危機管理型水位計 (〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近) ※欠測時の読替】
堤防高 〇.〇m

氾濫危険水位

(洪水特別警戒水位) 〇.〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位

【〇.〇m】 (避難指示の目安となる水位)

避難判断水位

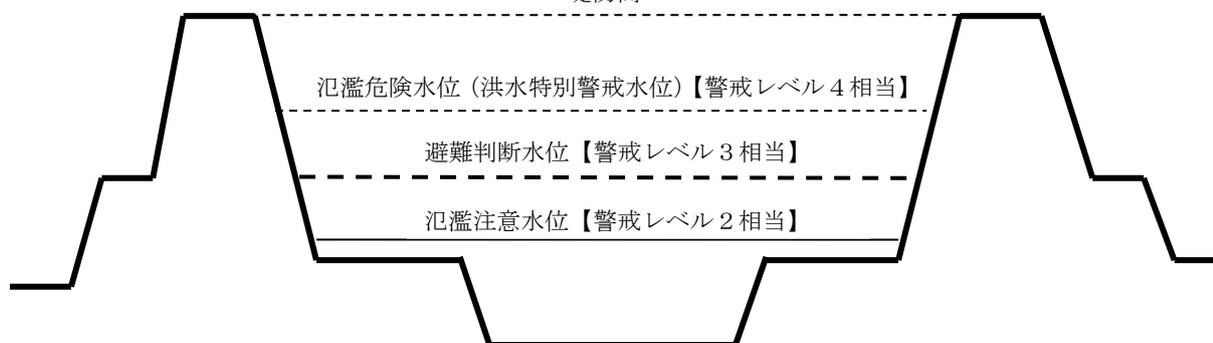
〇.〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

【〇.〇m】

(河川の水位イメージ)

氾濫発生【警戒レベル5相当】

堤防高



(問合わせ先)

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

〇級〇〇川水系〇〇川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（相当）到達情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県〇〇建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、〇〇危機管理型水位計で〇. 〇mに達しました。この水位は、〇〇観測所（欠測中）における氾濫危険水位〇. 〇mに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県〇〇建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同旨を関係市町村長に対して通知するものです（水防法第13条第2項及び第13条の4参照）。

（参考）

〇〇川 〇〇観測所（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近）

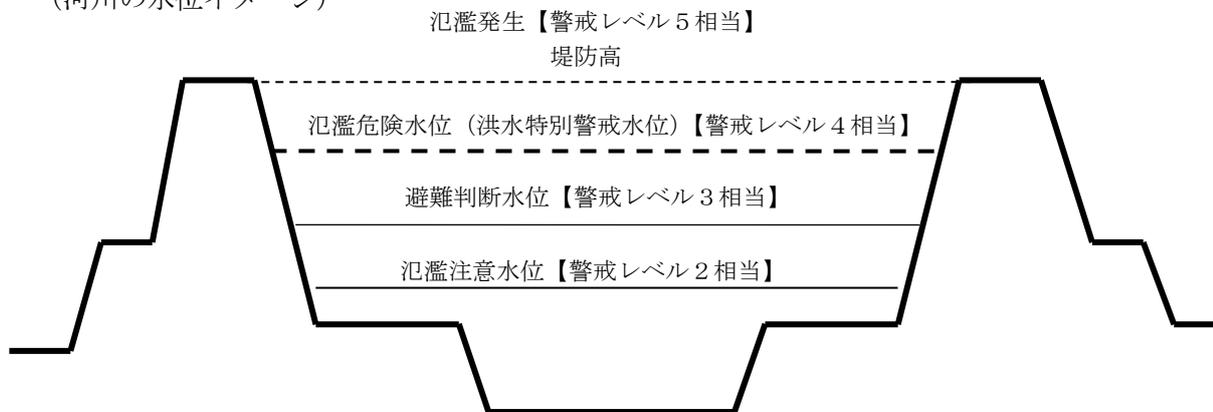
【〇〇川 〇〇危機管理型水位計（〇〇市〇〇町 〇岸〇k〇〇付近） ※欠測時の読替】

堤 防 高 〇. 〇m

氾濫危険水位
（洪水特別警戒水位） 〇. 〇m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
【〇. 〇m】 （避難指示の目安となる水位）

避難判断水位 〇. 〇m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
【〇. 〇m】

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課 電話〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報[高潮])

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [高潮]】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3m に達しました。各地とも厳重な警戒をしてください。

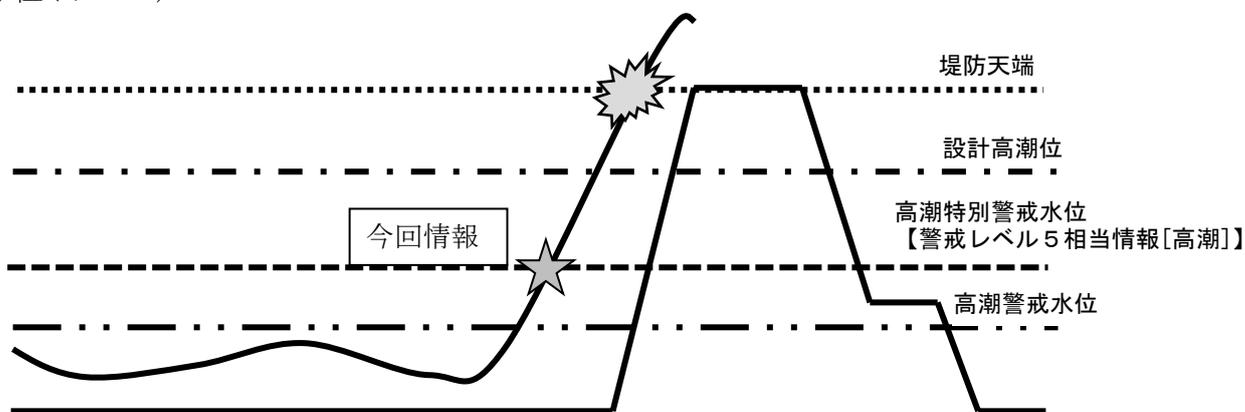
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第13条の3の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所 (東海市南柴田町)

高潮特別警戒水位 TP2.30m

(水位イメージ)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮警戒情報

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、一色水位観測所で、高潮警戒水位 TP1.9m に達しました。

各地とも水位を注視し警戒をしてください。

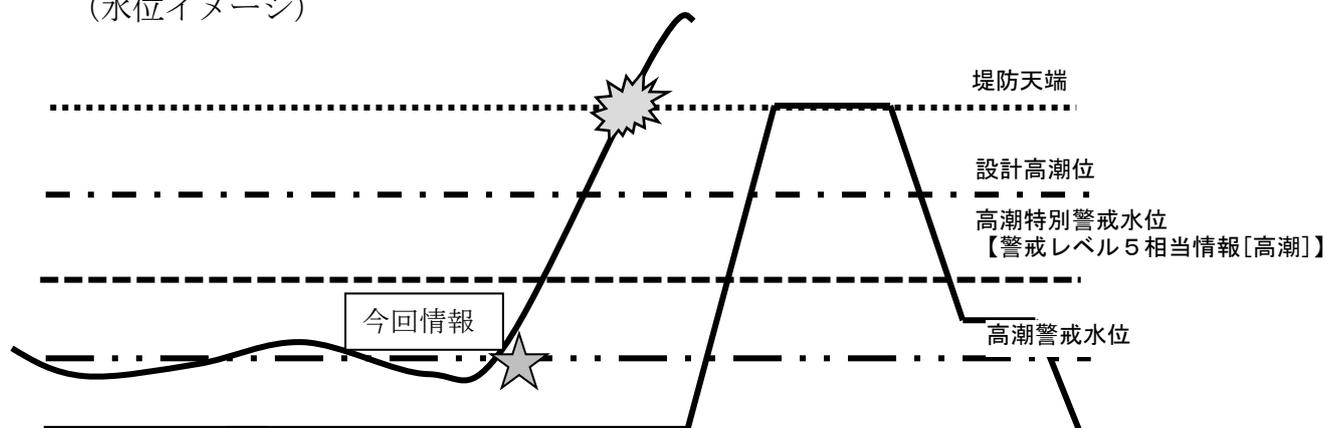
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮警戒水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して情報提供するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸 一色水位観測所 (西尾市一色町)

高潮警戒水位 TP1.90m

(水位イメージ)



(問合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

三河湾・伊勢湾沿岸 高潮氾濫発生情報
(警戒レベル5相当情報[高潮]) 解除

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

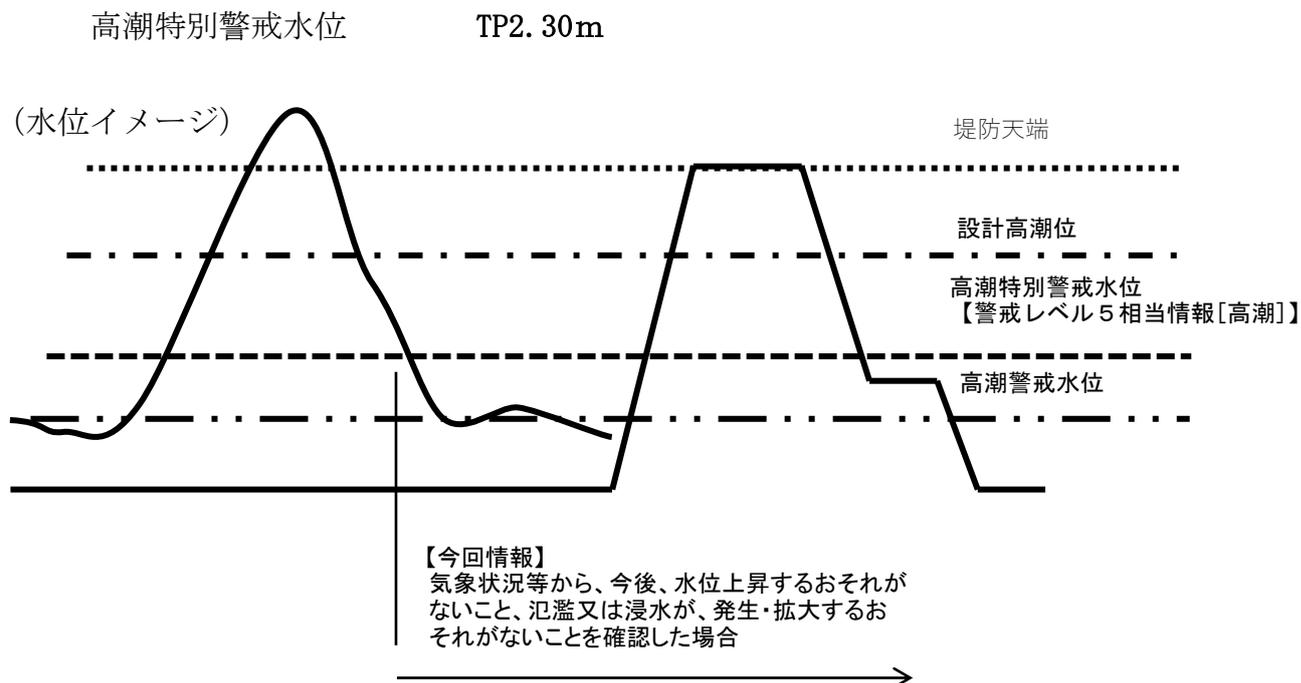
【主文】

【警戒レベル5相当情報[高潮] 解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.3mを下回りました。

(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

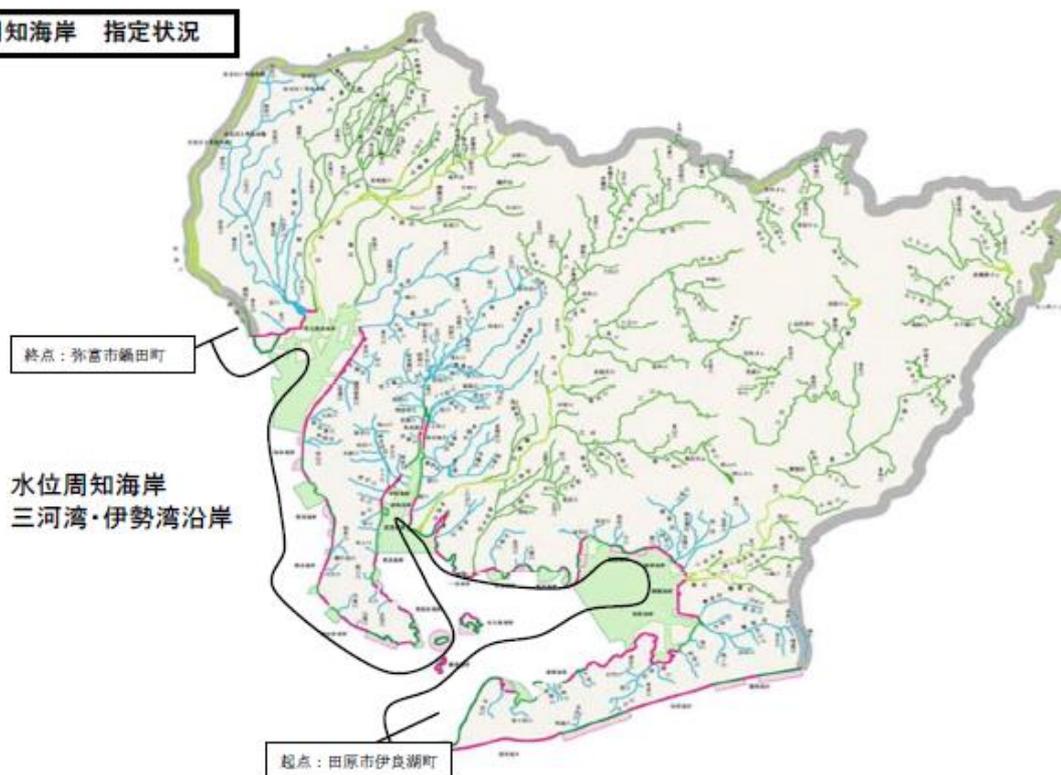
三河湾・伊勢湾沿岸 天白川河口水位観測所(東海市南柴田町)



(問い合わせ先)

愛知県建設局河川課 電話 052-954-6552

水位周知海岸 指定状況



第十章 水防活動

第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報

1 市の事務

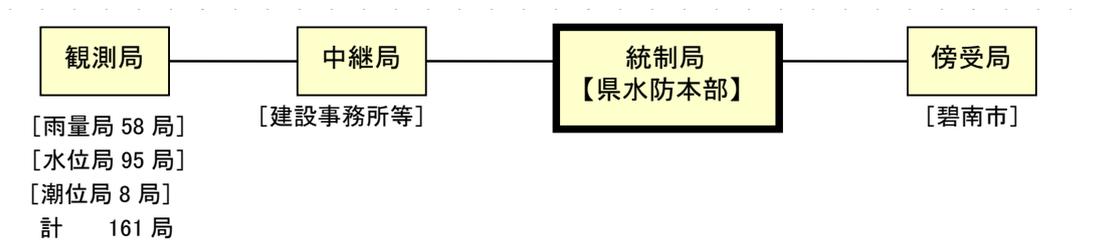
市は、愛知県水防テレメータシステムや国土交通省ウェブサイトの「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp>) 又は愛知県ウェブサイト「愛知県川の防災情報」(<https://www.kasen-aichi.jp/>) により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」(<https://www.river.or.jp/>) により、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。

2 愛知県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムである。

(2) 構成



(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を 184 局設置している。)

3 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地
矢作川	作手	新城市作手高里字縄手上 38 番地 1 (新城市消防署作手出張所)
	稲武	豊田市稲武町竹ノ下 1-1 (豊田市役所稲武支所)
	旭	豊田市小渡町船戸 15-1 (豊田市役所旭支所)
	小原	豊田市小原町上平 441-1 (豊田市役所小原支所)
	木瀬ダム	豊田市三箇字下山 5-16 (木瀬ダム)
	明川	豊田市明川町ヲオクマノ 2-32 (明川観測所)
	藤岡	豊田市藤岡飯野町田中 245 (豊田市役所藤岡支所)
	足助	豊田市足助町岡田 3-1 (豊田加茂建設事務所足助支所)
	下山	豊田市大沼町越田和 37-1 (豊田市役所下山支所)
	豊田	豊田市常盤町三丁目 28 (豊田加茂建設事務所)
	岡崎	岡崎市明大寺本町 1-4 (西三河建設事務所)
	額田	岡崎市樫山町字山ノ神 21-1 (岡崎市役所額田支所)
高浜川	雨山ダム	岡崎市雨山町字竹ノ下 31-2 (雨山ダム)
	安城	安城市桜町 18 番 23 号 (安城市役所)
	高浜川	碧南市丸山町 1-34 (高浜川水門)

4 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

★は水防警報(水位周知)基準観測局及び基準水位を表す。

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	零点高	第一基準★水防団待機水位	第二基準★氾濫注意水位	第二基準★出動水位	★避難判断水位	★氾濫危険水位	堤防高	
高浜川	高浜川	衣ヶ浦	0/200	知立	高浜市田戸町3丁目50番地先	TPm	-4.90	0.00	—	—	—	—	(3.65)	4.00	
		高浜川水門内	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(0.90)					(1.40)	
		高浜川水門外	0/600		碧南市丸山町1丁目34番地	TPm			(1.10)					(3.65)	
矢作川	鹿乗川	油ヶ淵	2/000	知立	碧南市金山町2丁目1番13地先	TPm	-4.00	0.00	—	—	—	—	(1.40)	3.00	
		鹿乗川	8/600		安城市東町大塚1番6地先	河床m	0.17 TP 5.17m	5.00	(1.85) TP 6.85m	(2.45) TP 7.45m	(2.85) TP 7.85m	—	(3.55) TP 8.55m	4.70 TP 9.70m	
蜷川	蜷川	筒針	13/650	西三河	岡崎市筒針町字下川田	TPm	9.41	0.00	—	—	—	—	—	12.00	
		蜷川排水機内	2/700		碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.00	0.00						(0.40)	
蜷川	蜷川	蜷川排水機外	2/630	知立	碧南市中江町5丁目68,78番地	TPm	-2.50	0.00	—	—	—	—	(3.65)		

水位の解説
 氾濫危険水位
 (危険水位)
 避難判断水位
 出動水位
 (第三基準)
 氾濫注意水位
 (第二基準)
 水防団待機水位
 (第一基準)

一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
 当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
 住民に対し氾濫発生の可能性についての注意喚起を開始する水位
 水防団員等の出動を通知する水位
 危険水位(流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの)
 水防警報(水位周知)の発令点
 水防団員等の出動を通知する水位
 危険水位(流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの)
 水防団員等が出動のため待機する水位
 危険水位(流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの)

上記設定が困難な著しい感潮区間については、氾濫危険水位のみを設定している。また、排水機内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。
 なお、水防警報(水位周知)基準観測局においては、河川全域で評価した水位であるが、その他の基準観測局においては、当該観測局の地点で評価した水位である。

5 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	零点高 (T.P)	※	堤防高
三河湾	衣浦港	衣浦港	知多	半田市十一号地	m	0.00	3.65	4.5

注1) ※ 潮位観測局の※は台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

注2) 令和3年1月29日 測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。

6 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」(<https://k.river.go.jp/>)に掲載する。〔水位計184基〕(令和7年4月1日現在)

(2) 水位計設置箇所

所管	水系名	河川名	設置箇所
知立	高浜川	新川	浜尾橋
知立	高浜川	半場川	城藤橋
知立	高浜川	稗田川	法響橋
知立	高浜川	長田川	大山田橋

7 水位観測を行う河川・海岸

(1) 市及び衣浦東部広域連合(碧南消防署)は出動準備体制になったとき、巡視を実施するとともにテレメータ以外の河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメータで遠隔情報を取得し、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、巡視を実施する中で行う河川の観測所の水位観測については必要に応じ水防団(消防団)に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、遠隔観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。

ア 氾濫注意水位に達したとき及び減水して再びその水位に復したときの時刻

イ 氾濫注意水位を超えたときは、再びその水位に復するまで、毎時ごとにその水位

ウ 出動水位に達したときは、その時刻

エ 出動水位を超えたときは、再びその水位に復するまで、30分ごとにその水位(出動水位を超えたときは巡回観測を行う)

オ 最高水位に達し、減水に向かうときは、その水位と時刻

(2) 水位観測を行う河川

※は水防警報発令基準水位を表す。

(水位は

T.P.)

水系	河川名	観測所名	※水防団待機水位	※氾濫注意水位	※出動水位	避難判断水位	※氾濫危険水位	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者
矢作川	矢作川	米津	4.90m	6.00m	7.50m	9.90m	10.30m	12.0m	西尾市米津町	危機管理課 (河川情報システム等による観測)	国土交通省
		碧南	-	-	-	-	-	6.08m	碧南市港南町	第3分団 第3分隊	
高浜川	油ヶ淵	油ヶ淵	(市独自基準) 1.10m	(市独自基準) 1.10m	(市独自基準) 1.30m	-	1.40m	3.00m	碧南市金山町	危機管理課 (河川情報システム等による観測) 第1分団 第1分隊	県
		衣ヶ浦	-	-	-	-	3.65m	4.00m	高浜市田戸町	危機管理課 (テレメータ等による観測)	
	高浜川	水門内 高浜川	0.90m	0.90m	-	-	1.40m	3.00m	碧南市丸山町	危機管理課 (河川情報システム等による観測) 第6分団 第6分隊	
		水門外 高浜川	1.10m	1.10m	-	-	3.65m	4.00m	碧南市丸山町	危機管理課 (河川情報システム等による観測) 第6分団 第6分隊	
	長田川	ポンプ場 吹上	-	-	-	-	-	3.00m	碧南市吹上町	下水道課	
	新川	ポンプ場 新川	-	-	-	-	-	2.48m	碧南市新川町	下水道課	
	新川	浜尾橋	-	-	-	-	-	2.24m	碧南市堀方町	危機管理課(危機管理型水位計、河川情報システム等による観測)	

※は水防警報発令基準水位を表す。

(水位は T.P.)

第十章 水防活動

水系	河川名	観測所名	※水防団待機水位	※氾濫注意水位	※出動水位	避難判断水位	※氾濫危険水位	堤防高	設置場所	観測担当	河川管理者
蜷川	蜷川	排水機場 伏見屋	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 雨池町	下水道課	県
		ポンプ場 雨池	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 雨池町	下水道課	
		ポンプ場 一ツ橋	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 岬町	下水道課	
		ポンプ場 権現	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 権現町	下水道課	
		水位 樋門内 伏見屋	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 中江町	危機管理課 (河川情報システム等による観測)	
		水位 樋門外 伏見屋	-	-	-	-	-	4.00m	碧南市 中江町	危機管理課 (河川情報システム等による観測)	
-	堀川	ポンプ場 堀川	-	-	-	-	-	1.73m	碧南市 塩浜町	下水道課	市

(3) 潮位観測を行う海岸

海岸名	観測所名	所在地	水防警報発令基準水位(標高)		観測担当
			準備	出動	
愛知県沿岸	衣浦港	半田市十一号地	T.P. 1.6m以上	T.P. 2.2m以上	消防署 (テレメータ等による観測)

第二節 監視及び警戒とその処置

1 平常時の巡視

- (1) 市内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。
- (2) その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

2 非常警戒

非常配備体制が発動されたときから河川、海岸の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- (1) 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- (2) 漏水
- (3) 越水（堤防からの水のあふれ）
- (4) 深掘れ（洗掘）
- (5) 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- (6) 水こう門等の扉の締まり具合
- (7) 水こう門等の漏水による亀裂及び一部流出

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第三節 水防団（消防団）の出動

1 水防本部の責務

水防時、水防本部長及び消防署長は、次に示す基準等により水防団（消防団）に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団（消防団）の活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 市水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防本部が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 市水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防本部が必要と認めるとき。

3 準備及び出動の内容

水防団（消防団）は、2の基準により水防本部長及び消防署長から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。

- ウ 幹部が出動する体制を整えること。
- エ その他水防上必要な処置をとること。
- オ 水防団（消防団）員が全員出動する体制を整えること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水・堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した処置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行うものに対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 水こう門等の操作体制に就くとともに、適切な操作を行うこと。

4 津波における留意事項

津波は、発生地点から沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防団（消防団）員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団（消防団）員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団（消防団）員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

水防作業や避難誘導の際も、水防団（消防団）員自身の安全を確保するため、次の事項を実施する。

- (1) 水防活動時はライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認や情報収集・伝達を可能にするため、トランシーバー等通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。
- (10) 気象庁から発表される津波警報等が現地で活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。

第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場等の操作

水こう門、防潮扉、排水ポンプ場（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあつては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼動又は停止等の操作を適切に行うものとする。

市内の河川、海岸で水防上注意を要する箇所は、（資料編—資料6）のとおりで、これらの保全のため、常に現況把握に努め、予想される危険の防止及び軽減等処置を講ずるものとする。また、水防上重要な水こう門は、（資料編—資料7、資料8及び資料9）のとおりであり、水こう門の管理者は常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努め、特に水防時においては適正操作をはかり、水害の軽減又は防止に努め、必要に応じて操作状況等を水防本部長に報告するものとする。

また、管理者は毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

- ◆資料編（資料6）重要水防箇所
- ◆資料編（資料7）重要工作物及び管理者一覧表
- ◆資料編（資料8）水門、樋門等の管理者の電話連絡先
- ◆資料編（資料9）水門、樋門、樋管、土木関係所在地

1 水門、樋門、防潮扉

(1) 水門、樋門及び陸閘の操作規則（抜粋）

（目的）

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

（陸閘の閉鎖状態の確保）

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

（操作の態勢）

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

- 一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。
 - 二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。
 - 三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。
 - 四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。
- 2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。
- 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
 - 二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。
 - 三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。
 - 四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。
- 3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。
- 4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

（操作の方法）

第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。

- 2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。
- 3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。
 - 一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。
 - 二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。
 - 三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。
 - 四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。
 - 五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。
- 4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

（操作に従事する者の安全の確保）

第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

- 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。

二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。

2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。

3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。

4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は水防団（消防団）活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。

2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。

3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) 水門、樋門及び陸閘の運用規程（抜粋）

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。

2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

(操作に従事する者の構成)

第3条 水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。

2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。

(津波発生時又は高潮時の操作方法)

第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。

一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。

二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。

3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。

4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。

一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。

二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

(津波発生時の退避開始時刻)

第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とす

る。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

(算出方法)

・ [退避開始時刻] = [津波到達予想時刻] - [退避時間] - [余裕時間]

(報告)

第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。
- 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。
- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

- 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保に係る事項等の周知に努めるものとする。
- 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

(操作員に対する補償)

第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

(3) 高浜川水門操作規則（抜粋）

第1章 総則

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、高浜川における高潮及び津波の防御並びに洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 内水位とは、水門上流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 二 外水位とは、水門下流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 三 主ゲートとは、下流側に設置されたものをいい、右岸側から1号主ゲート、2号主ゲート及び3号主ゲートという。
- 四 常時排水ゲートとは、上流側に設置されたものをいい、全閉時においても排水できるスイングゲートを有するもので、右岸側から1号常時排水ゲート、2号常時排水ゲート及び3号常時排水ゲートという。

第2章 水門操作の方法

(高潮時、津波時又は洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、高浜川において高潮、津波若しくは洪水が発生し、又は発生する恐れがあるときは、次の各号及び運用規定に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 外水位がT. P. + 1. 3 mに達し、又は達する恐れがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生する恐れがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がT. P. + 1. 1 mに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 二 内水位がT. P. + 1. 1 mに達し、又は達する恐れがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 三 外水位がT. P. + 1. 3 m及び内水位がT. P. + 1. 1 mに達する恐れがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。
- 四 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、速やかに全ての主ゲートを閉じるものとする。
- 五 津波警報等が解除された場合は、水位状況を監視し、第一号から第三号に掲げる操作を行うものとする。
- 六 第一号から前号までの規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉門操作又は開門操作を行わない。

2 操作を行う際は、操作の完了時に所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りではない。

(平常時における操作)

第5条 所長は、平常時には全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができる。

(操作に従事する者の安全の確保)

第7条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

- 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算するものとする。
- 二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。
- 2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。
- 3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。
- 4 前3項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。
- 6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(通知)

第8条 所長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作の記録)

第9条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象
- 三 操作の内容
- 四 第6条に該当するときは、その事由
- 五 その他参考となるべき事項

(4) 蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領（抜粋）

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機場、樋門の操作は、樋門上流の蜷川における洪水及び高潮の防御を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 一 排水機場等とは、排水機場及び樋門をいう。
- 二 内水位とは、樋門の上流水位計で観測した水位をいう。
- 三 外水位とは、樋門の下流水位計で観測した水位をいう。
- 四 排水機場の陸側から1号ポンプ、2号ポンプと呼ぶ。
- 五 マイターゲートとは、樋門下流側に設置される観音開きのゲートをいう。
- 六 ローラーゲートとは、樋門本体に設置される昇降式のゲートをいう。
- 七 排水機場樋管ゲートとは、排水機場から蜷川に排水する樋管に設けたゲートをいう。

第2章 排水機場等の操作の方法

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、蜷川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 内水位がT. P. - 0. 30 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。
- (2) (1)の状態でお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 10 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。
- (3) (1)又は(2)の状態、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全閉し1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (4) (1)又は(2)の状態、内水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。

(高潮時における操作の方法)

第5条 所長は、蜷川において高潮が発生し、又は発生するおそれがあり、樋門上流の降雨により排水機場の操作が必要と認められるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 内水位がT. P. - 0. 60 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。
- (2) (1)の状態でお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 40 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。
- (3) (1)又は(2)の状態、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全閉し1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (4) (1)、(2)の状態でお内水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。

(津波発生時における操作の方法)

第6条 所長は、蜷川において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 樋門の操作は、別に定める「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」によるものとする。
- (2) 排水機場の操作は、ローラーゲートが全閉している場合に、内水氾濫を防止するよう適切にポンプの運転を開始するものとする。
- (3) (2)の状態内で水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合にはポンプの運転を停止する。
- (4) (2)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを閉扉する。また、(3)の操作後は閉扉する。

(ローラーゲートの操作の方法)

第7条 ローラーゲートの開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

(平常時の操作)

第8条 第4条、第5条及び第6条に規定する以外の場合は、所長は排水機場を運転せず、かつ樋門のローラーゲートを全開し排水機場樋管ゲートのゲートは閉扉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、第4条、第5条及び第6条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。

- 2 所長は、樋門の下流側の蜷川の堤防の異常等により排水機場の運転を停止させる必要が発生した場合は、運転停止を行うものとする。

第4章 雑則

(記録及び報告)

第16条 所長は、排水機場等の点検結果その他排水機場等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要な事項については速やかに建設部長に報告するものとする。

(5) 沢渡川合流樋管の運用規程（抜粋）

(目的)

第1条 この運用規程は、洪水時における、沢渡川合流樋管の施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(操作に従事する者の構成)

第2条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、2名以上とする。

(洪水時の操作方法)

第3条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に洪水が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

- 2 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報が発表されたとき、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、次の措置をとるものとする。

- 一 内水氾濫を防止するため必要に応じ、水門施設へ出動し、定められた手順に従い、開

門操作を行うものとする。

- 3 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、閉門した水門を、操作施設毎に定められた手順に従い開鎖の操作を行うものとする。

(報告)

第4条 施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
- 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第5条 施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象(洪水時)を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

- 2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保に係る事項等の周知に努めるものとする。
- 3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

第6条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検(作動確認、目視点検等)、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

(操作員に対する災害補償)

第7条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

第五節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせて初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面(法面)、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所。流水が激しく堤防をたたき、深掘れ(洗掘)し始めている箇所。	流水を緩やかにし、川側(川表)が崩れるのを防ぐ。川側(川表)の淀欠けを防ぐ(緩流部)。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張工	川側(川表)が崩れだした箇所。透水し始めた堤防。	川側(川表)の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側(川表)の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、根固めが、深掘れ(洗掘)、決壊の恐れがある箇所。	過去に深掘れ(洗掘)等した箇所の災害再発を防ぐ。	川側堤防斜面(表法面)に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防上端(天端)に亀裂が生じた箇所。(粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防上端(天端)に亀裂が生じた箇所。(砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂が生じた箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所。	堤防の居住側斜面(裏法面)や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏法面)に亀裂が生じている箇所。	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏 水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場。	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面(裏法)先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水した水が噴出している箇所。	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法)に半円形に土のうを積む。
越水 (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端(天端)に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所。増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所。	水があふれること(越水)を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張工	水があふれる(越水)又はその恐れがある箇所の居住側堤防斜面(裏法面)	水があふれること(越水)による居住側堤防斜面(裏法面)の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シートで被覆する。

決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所。堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所。	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所。	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所。	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所。堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所。	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以ってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第六節 避難

1 緊急安全確保、避難指示又は高齢者等避難（法29条、災害対策基本法第60条）

市長は、洪水又は高潮が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示（以下「高齢者等避難」、「避難指示」という。）する。

洪水又は高潮が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保」という。）を指示する。

なお、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の発令については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」によって行う。この場合、碧南警察署長にその旨を通知するものとする。

2 避難指示等の方法

市長（又は知事）が避難指示等を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。

- (1) 避難指示等である旨、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に明示する。
- (2) 同報無線による放送等音声による方法は、雨音や風音に紛れて聞こえにくい可能性があることに留意する。
- (3) 視力障害者、聴力障害者等にも周知されるよう伝達方法を工夫する。
- (4) 高齢者・幼児等の要配慮者の避難方法を事前に策定しておく。

3 避難所の設置

避難先は、直近で防災上安全な公共建物を優先利用するが、市地域防災計画で指定している避難所とする。（資料編—資料10）

また、水害時の緊急避難先として水害時避難場所（一時退避場所）を（資料編—資料11）のとおり指定する。

避難の方法としては、避難者が自主的に避難することを原則とするが、要配慮者等自力で避難することができない場合は自主防災会、民生委員、児童委員、地域支援者等の協力を得て避難するものとする。また、緊急を要する場合は、必要に応じて車両等を出動させるものとする。

◆資料編（資料10）市の指定する避難所一覧表

◆資料編（資料11）水害時避難場所（一時退避場所）

第七節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水対応

(1) 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び愛知県は、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。（法第14条第1項・第2項）

現在、碧南市に關係する洪水予報河川、水位周知河川その他の河川に係る浸水想定区域図は次のとおりである。

- ・ 矢作川浸水想定区域図

（平成28年5月31日公表：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所）

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のするための措置

洪水予報指定河川、水位周知河川その他の河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※ 碧南市には該当施設なし。

(イ) 要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設）で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

※ 碧南市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は資料編—資料12のとおり。

(ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

※ 碧南市には該当施設なし。

◆資料編（資料12）浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧

(3) 洪水ハザードマップ

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難が必要な地区、洪水予報の伝達方法、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成・配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、愛知県は、令和元年7月30日に、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、

勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書が送付された。

※ 碧南市においても一部の地域で津波災害警戒区域指定がされた。公示図書については、碧南市防災課窓口で閲覧することができる。

(2) 市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定がされたときは、市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について順次定めていくこととする。

- ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、市内に津波災害警戒区域がある場合、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避

難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ア 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- イ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- エ その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第八節 水防信号及び水防標識（法第20条）

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。（※現在、碧南市ではこれらは使用していない。）

1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団（消防団）に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の住居者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

種 別	余いん防止サイレン信号
出動	約5秒 _____ 約6秒 _____
避難	約3秒 _____ 約2秒 _____

備考 信号継続時間は適宜とする。

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

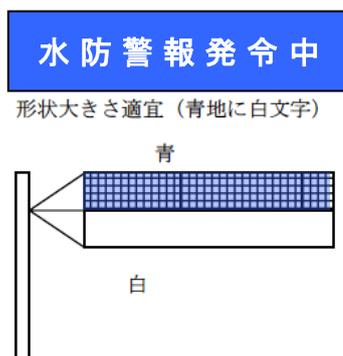
(2) 水防警報発令標識

- ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。
- イ この標識は公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。

第 1 図



第 2 図



第 3 図



第九節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知（法第25条）

(1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部又は一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。又、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊（破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの。
イ 堤防斜面（法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの。
ウ 越水（水のあふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ、氾濫しているもの。
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの。
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

(2) 速報

ア 速報の意義と留意点

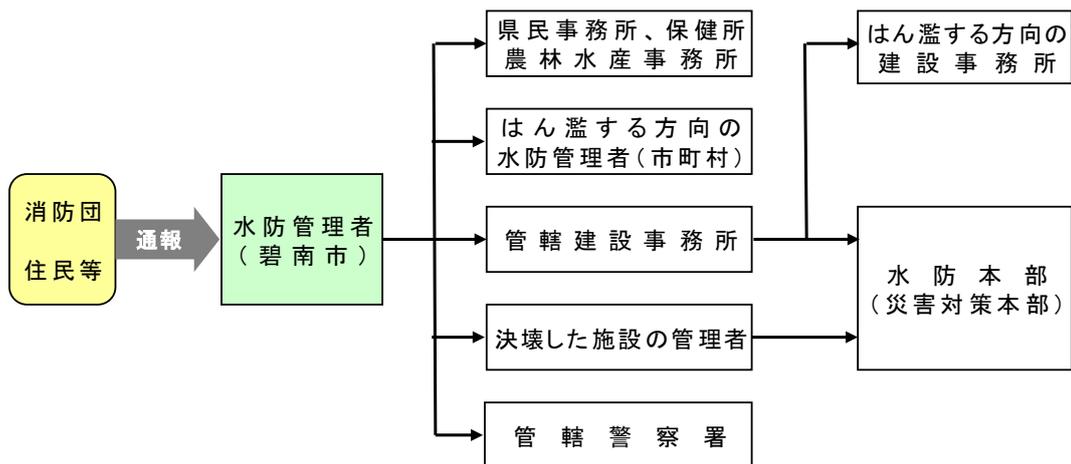
初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

イ 速報の伝達経路

市長、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の市長及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

市長は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）

(1) 市長、水防団（消防団）長及び消防機関の長が、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

ア 適切な水防工法の実施（第九章第五節）

イ 避難指示等（第九章第六節）

ウ 関係機関への通報（第九章第八節）

エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

(2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

3 決壊等による被害状況の報告

市長、水防団（消防団）長及び消防機関の長が、決壊や水のおふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

市長は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

災害対策本部が設置された後は市地域防災計画による。

(2) 公共土木施設被害

市長は、被害状況を取りまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。

県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

災害対策本部が設置された後は、市地域防災計画による。

第十節 水防解除

市長は、水防従事者に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

第十一節 費用負担と公用負担

1 費用負担

碧南市の水防に要する費用は、碧南市が負担するものとする。(法第41条)ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した碧南市との間の協議によって決める。

また、碧南市の水防によって、碧南市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。(法第42条)

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、市長、水防団（消防団）長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。(法第28条第1項、第2項)

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両、その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長、水防団（消防団）長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書			
碧南市消防団〇〇			
氏名	〇〇〇〇		
上記の者に の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使 を委任したことを証明します。			
令和	年	月	日
			碧南市長 氏名 〇〇〇〇 ⑩

公用負担の権限を行使したとき 公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)			
公 用 負 担 証			
目的別	種類		
負担内容	使用	収用	処分等
令和	年	月	日
		碧南市長	氏名 〇〇〇〇 ⑩
		事務取扱者	氏名 〇〇〇〇 ⑩
〇〇〇〇 殿			

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市は時価によりその損失を補償する。(法第 28 条第 3 項)

第十二節 水防報告と水防記録

1 当該地域の担当者

当該地域の担当責任者は、水防業務を終結したとき、遅滞なく別表様式（資料編—資料 18）により水防本部に報告するものとする。

◆資料編（資料 18）水防報告様式

2 市長

市長は、県水防本部からの指示があった場合、水防が終結したときから 3 日以内に別表様式（資料編—資料 19）により知立建設事務所に報告するものとする。

◆資料編（資料 19）水防報告書

(1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻

- (2) 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類・数量
- (6) 法28条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防功労者及び功績
- (10) 水防管理者の所見
- (11) その他必要事項

第十一章 他の水防機関等の協力応援

第一節 洪水予報連絡会

市は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接市町村及び関係諸団体で結成された矢作川洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する矢作川洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各市町村の水害の軽減に努めるものとする。

第二節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、 防災安全局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：矢作ダム管理所、 中部電力株式会社越戸水力制御所 中部地方整備局（オブザーバー）：豊橋河川事務所

直轄河川を対象とした水防災協議会（法第15条の9）

協議会等の名称	事務局
矢作川水防災協議会	豊橋河川事務所

第三節 応援及び応援等の相互協定

1 居住者の義務等

市長、水防団（消防団）員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

市長、水防団（消防団）長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

2 警察官の応援

水防本部長は、水防のため必要があると認めるときは、碧南警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

3 他の水防管理団体の応援

水防本部は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において市長が、県へ応援を要請するものとする。応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

水防本部は、水害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊の派遣要請の必要があると認めたときは、知事に派遣要請をするものとする。

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は、市長から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。（自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項）

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

市長は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、市地域防災計画に定めるところによる。

5 水防協力団体

(1) 水防協力団体の指定

市は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水

防協力団体として指定することができる。

※ 碧南市は水防協力団体を指定していない。

(2) 水防協力団体の業務

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

(3) 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（水防法第32条の三）

(4) 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、碧南市水防協力団体指定要領（資料編—資料20）を基に指定することとする。

また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、碧南市における水防協力団体との水防協働活動実施要領（資料編—資料21の5）によるものとする。

◆資料編（資料20）水防協力団体関係資料

6 相互応援協定

市は、水防のため必要がある場合は、以下の協定に基づき、協定市町等と相互に応援協力する。

- (1) 西三河地区消防相互応援協定
- (2) 衣浦東部広域行政圏災害時相互応援協定
- (3) 碧南市、越前市災害時相互応援協定
- (4) 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- (5) 碧南市、由仁町災害時相互応援協定
- (6) 碧南市、塩竈市災害時相互応援協定
- (7) 西三河災害時相互応援協定

第四節 河川管理者の協力事項

指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載す

るときは、水防法第33条第4項で準用する第7条第3項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。

本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣及び知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。

1 河川管理者の協力

(1) 国土交通省管理河川（所管：中部地方整備局豊橋河川事務所、関係河川：矢作川）

河川管理者（国土交通省中部地方整備局長）が、指定水防管理団体（碧南市）が行う水防のための活動に協力する事項については、次のとおりとする。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- オ 水防活動の記録及び広報

【河川に関する情報の提供方法】

① 水位の情報提供方法

提供方法	
川の防災情報ホームページ	
豊橋河川事務所	電話応答装置（矢作川）0532-48-8109
	ホームページ（河川防災情報（水位情報、映像情報）） http://cbr.mlit.go.jp/toyohashi/kasen/index.html

② 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報提供方法

提供方法	
豊橋河川事務所	ホームページ（浸水想定区域図（矢作川）） http://cbr.mlit.go.jp/toyohashi/bohsai/shinsui/yahagigawa/index.html

(2) 愛知県管理河川

河川管理者（愛知県知事）が、指定水防管理団体（碧南市）が行う水防のための活動に協力する事項については、次のとおりとする。

- ア 河川に関する情報の提供
- イ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ウ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- エ 水害に関する地域住民への啓発

提供方法	
愛知県 川の防災情報ホームページ（一般向け）	
愛知県管理サイト	アドレス： https://www.kasen-aichi.jp/

第五節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市長が行う避難指示等の発令の判

第十一章 他の水防機関等との協力応援

断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

第十二章 排水ポンプの運転調整

第一節 排水ポンプの運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水ポンプの運転を一時的に調整する必要がある。

第二節 排水ポンプの運転調整に係る要綱等

排水ポンプの操作に従事する者は、排水ポンプの運転調整に係る要綱等を熟知して、排水ポンプの円滑な操作を実施するよう努める。

第十三章 その他

第一節 市の水防訓練

1 水防訓練実施要項

水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- (3) 動員（水防団（消防団）、水防協力団体、居住者、ボランティア）
- (4) 輸送（資器材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 水こう門等の操作
- (7) 避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）

2 水防訓練の実施時期

水防訓練は毎年4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

第二節 水防協力団体の業務

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定さ

れた津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料20-1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料20に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

第三節 市の水防計画改定要領

- 1 市長は、水防計画を愛知県水防計画の改定等を踏まえ、毎年検討を加え、変更したときは遅延なく知事に届け出るものとする。(法第33条)
- 2 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に改定する。また、改定した水防計画は、水防団(消防団)員、関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

令和8年2月修正

碧 南 市 水 防 計 画

編集発行 碧南市防災会議
事務局 碧南市市民生活部危機管理課

碧南市松本町28番地（〒447-8601）
電話（0566）95-9874
